

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置
2	要望の内容	<p><国税・地方税></p> <p>環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2020 年まで
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に位置付けられた環境未来都市構想を実現する。</p> <p>《21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》</p> <p>強みを活かす成長分野</p> <p>I. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</p> <p>2. 「環境未来都市」構想</p> <p>未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。</p> <p>このための新法を整備する(環境未来都市整備促進法(仮称))。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。</p>
	① 政策目的及びその根拠	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	—

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境未来都市整備地域における環境関連新規市場規模、環境分野の新規雇用、温室効果ガスの排出削減量等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に位置付けられた環境未来都市構想を実現するためには、国内外に普及展開を図ることができる世界トップクラスの成功事例を生み出すことが必要である。そのためには、租税特別措置等の総合的な政策パッケージを活用しながら、環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資を行うこと重要である。</p>
8 有効性等	① 適用数等	—
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、関連する個別の製品等の普及拡大のみならず、関連産業の集積や産業間の連携強化等を通じて、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出にもつながる。その上で、国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、新たな市場と雇用を生み出すとともに、温室効果ガス排出量等の環境負荷を低減させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出に時間を要し、海外への展開を図るタイミングを逸してしまう可能性があること、また、国内外に普及展開を図ることができる水準の成功事例を生み出すことができなくなる可能性があること等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置等により実現しようとする政策目的に記載したとおり、最終的には、世界トップクラスの成功事例を国内外に普及展開し、新たな経済成長につなげることを目的としており、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の投資は、各企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、各企業の投資を促進する施策を講ずる必要がある。その際には、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新成長戦略において、「関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。」と明記されていることを踏まえ、環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずることにより、当該地域の活性化に資するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—